

高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会規約（改正案）

（設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号）第 33 条に基づく協議会、および土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 3 条の土砂災害対策基本指針第一の 1 の主旨に則った協議会として「高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

（目的）

第 2 条 協議会は施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を変革し社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、高島地域における洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う。

（協議会の対象河川等）

第 3 条 協議会は、安曇川、琵琶湖を中心としつつ、高島地域におけるその他の一級河川および土砂災害警戒区域等を対象とする。

（協議会の構成）

第 4 条 協議会の構成は、別表のとおりとする。

（協議会の運営）

第 5 条 協議会には会長を置き、会長は滋賀県知事をもって充てる。

- 2 協議会は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会の議事を進行する。
- 4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 協議会の下部組織として、幹事会等を設けることができる。
- 6 委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

（協議会の実施事項）

第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水浸水想定区域・想定浸水深（地先の安全度マップ）等の現状の水害リスク情報および土砂災害警戒区域等の土砂災害リスクを共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し共有する。
- 3 その他、大規模氾濫および土砂災害に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（事務局）

第 7 条 協議会の事務局は、滋賀県土木交通部砂防課、流域政策局および滋賀県高島土木事務所に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(協議会資料等の公表)

第 8 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、平成 30 年 6 月 4 日から施行する。

(附則)

本規約の改正は、令和元年 6 月 11 日から施行する。

本規約の改正は、令和 2 年 7 月 30 日から施行する。

本規約の改正は、令和 3 年 6 月 17 日から施行する。

本規約の改正は、令和 4 年 月 日から施行する。

別表

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|------------------------|-------------------|--------------|
| 【委員】 | | |
| 高島市 | 市長 | 福井 正明 |
| 国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 | 事務所長 | 矢野 公久 |
| 気象庁 彦根地方气象台 | 台長 | <u>大溝 英哉</u> |
| 滋賀県 | 知事 | 三日月 大造 |
| 滋賀県 高島土木事務所 | 地域防災危機管理監 事務所長 | <u>沼田 淳</u> |
| 【学識者 (アドバイザー)】 | | |
| 京都大学防災研究所 社会防災研究部門 | 教授 | 多々納 裕一 |
| 京都大学防災研究所 巨大災害研究センター | 教授 | 畑山 満則 |
| 【事務局】 | | |
| 滋賀県 土木交通部 | 砂防課 | |
| | 流域政策局 | |
| 滋賀県 高島土木事務所 | 河川砂防課 | |